2018/05/17 19:31 現在の情報です。

表題	部	(土地の	表示)		調	製平	成6年5.	月26日	不動産番号	5000000066032				
地図番号 5	9 5			筆界作	持定	余 白								
所 在 松	屋町二丁目					-		(余 自)						
① 地	②地	目	3	その日付〔登記の日付〕										
35番2		<u>宅地</u>		113			-	0:88	余 白					
7番40		宅地					1 0	9:09	昭和39年6月1 従前の土地 松L 番2 〔昭和39年1〕	10日土地区画整理事業完了 山市府中町四丁目35番、35 1月9日〕				
余白		余 白		余 白				:	昭和63年法務領 の規定により移言 平成6年5月26					

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	土地区画整理法の換地処分による所 有権登記	昭和39年8月19日第25200号	共有者 持分12分の4 12分の4 12分の4 順位1番の登記を移記
2	樋口晴行持分全部移転	昭和45年7月28日 第31040号	原因 昭和40年10月30日相続 共有者 持分12分の4 順位2番の登記を移記
3 ,	樋口ハル子持分全部移転	昭和45年7月28日 第31041号	原因 昭和41年8月22日贈与 共有者 持分12分の4 順位3番の登記を移記
4	桑之内光政持分全部移転	昭和54年7月2日 第29475号	原因 昭和54年6月30日売買 共有者 持分3分の1 順位4番の登記を移記
5	山本稔持分全部移転	昭和62年10月3日第42128号	原因 真正な登記名義の回復 共有者 持分3分の1 順位5番の登記を移記
6	山本光明持分全部移転	昭和62年10月15日第43800号	原因 昭和62年10月14日売買 所有者 持分3分の1 順位6番の登記を移記
	余 白	(余 白)	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年5月26日
7	所有権移転	平成17年4月13日 第14570号	原因 平成17年4月13日売買所有者
8	所有権移転	平成30年4月16日 第10506号	原因 平成30年2月10日相続 所有者

権	利	部	(Z	区)		(所	有	権	以	外	の	権	利	に	関	す	る	事	項)					
順位番	号		登	記	の	目	的			受付	寸年月	月日	・受付	十番 与]		権	利	者	そ	の	他	の	事	項	
1		根抵当	当権 語	定						昭和第二	1162 504	2年 44	1 <u>1</u> 1号	12′	7日	債材	医額	金田	6 2 2 1, 金針	9 5 (1月1 1万円 責貸借	9	1設定	E R証月	过号[_	保

			債務者 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民 金 融 公 庫 (取扱店 松山支店) 共同担保 目録(で第1431号) 順位7番の登記を移記
	余白	余自	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年5月26日
2	1 番根抵当権抹消	平成17年4月13日 第14569号	原因 平成15年10月28日解除

^{*} 下線のあるものは抹消事項であることを示す。